

藤井寺市公共施設循環バス広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市有料広告掲載に関する取扱規則（平成21年藤井寺市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、藤井寺市が保有する公共施設循環バス（以下「循環バス」という。）を広告媒体として活用することについて必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 広告の規格、枠数、場所及び掲載料金は、別表のとおりとする。

(掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、各月の1日から末日までの1ヶ月単位とし、1回の申込みにつき、4月1日から翌年の3月31日を掲載終了日とする12ヶ月を最長とする。

(募集方法)

第4条 広告主の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 広報ふじいでらへの掲載
- (2) 藤井寺市ホームページへの掲載

2 広告枠に空きが生じたときは、前項各号に掲げる方法による募集のほか、民間企業等に対して広告掲載の案内を行うことができる。

(掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、広告の掲載を始めようとする月の前月の5日までに藤井寺市公共施設循環バス広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 掲載しようとする広告案
- (2) 業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかに審査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載の可否を決定する場合において、必要と認めるときは、広告内容の修正等の条件を付することができる。

3 広告の申込みが、募集した広告枠を超えたときは、次に掲げる順位により掲載の可否を決定するものとし、当該順位も同一にあるものについては、抽選により決定するものとする。

- (1) 公社、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人及びこれらに類する者の広告
- (2) 公共性の高い民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告
- (3) 前号に該当しない民間企業等で市内に事業所等を有する者の広告
- (4) 前3号に該当しない者の広告

4 市長は、前3項の規定により掲載の可否を決定したときは、速やかに藤井寺市公共施設循環バス広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 前条第4項の規定により広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、速やかに広告掲載に関する契約を市と締結しなければならない。

(掲載料の納入)

第8条 広告掲載者は、市の発行する納入通知書により市の指定する期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(費用負担)

第9条 広告の制作に要する費用は、広告掲載者の負担とする。

2 広告の取付け及び撤去に要する費用は、市の負担とする。ただし、車体側面の広告のうち剥離可能な屋外用シール取付け及び撤去に要する費用は、広告掲載者の負担とする。

3 掲載された広告が消失又は破損したときにおいて、その修復に要する費用は、広告掲載者の負担とする。ただし、その消失又は破損が市の責めに帰する事由による場合は、市の負担とする。

(広告内容等の変更)

第10条 市長は、広告の掲載に支障があると認めるときは、広告掲載者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

2 広告掲載者は、広告掲載期間内に広告の内容を変更しようとするときは、第5条の掲載の申込みの例により、変更の承認を受けなければならない。

(掲載の取消しの通知)

第11条 市長は、規則第6条の規定により広告の掲載を取り消したときは、藤井寺市公共施設循環バス広告掲載取消通知書(様式第3号)により、広告掲載者に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第12条 規則第8条第2項の規定により返還する広告掲載料は、広告を掲載することができなくなった月以降の納入済月額額の総額とし、これに利子は付さないものとする。

(広告の撤去)

第13条 市長は、広告の掲載期間が終了したとき若しくは規則第6条の規定により掲載の取消しを行ったとき又は規則第7条の規定により広告掲載者から掲載の取下げの申出を受けたときは、速やかに広告を撤去するものとする。

2 前項の規定により撤去した広告は、広告掲載者へ返却するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、循環バスに掲載する広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

車両	場所	規格(mm)	枠数	掲載料金(1ヶ月)
南回りバス 1台	車体側面① (歩道側)	縦 420×横 3000 以内 マグネットシート又は剥離可能な屋外用シール	2	(1枠) 15,000円
	車体側面② (車道側)	縦 420×横 3000 以内 マグネットシート又は剥離可能な屋外用シール	2	(1枠) 15,000円
北回りバス 1台	車内側面窓ガラス面③及び⑥	縦 200×横 600 以内 紙又はシール	2	(1枠につき2ヶ所) 3,000円
	車内側面窓ガラス面④及び⑦	縦 200×横 600 以内 紙又はシール	2	(1枠につき2ヶ所) 3,000円
	車内側面窓ガラス面⑤及び⑧	縦 200×横 400 以内 紙又はシール	2	(1枠につき2ヶ所) 3,000円

様式第1号（第5条関係）

藤井寺市公共施設循環バス広告掲載申込書

年 月 日

藤井寺市長 様

住 所（所在地）（〒 ー ）

氏 名

法人・団体名

ふりがな

代 表 者 名

印

生 年 月 日 年 月 日生（男・女）

（事務担当者）

所属部署

氏 名

電 話

藤井寺市公共施設循環バス広告掲載の募集について、藤井寺市有料広告掲載に関する取扱規則、藤井寺市公共施設循環バス広告掲載取扱要綱及び募集要項の各事項を承知し、次に掲げることを誓約したうえで申し込みます。

記

- 1 申込書の提出に際し、規則第5条に定める責務について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 2 会社及び代表者の市税納付状況の調査を藤井寺市が行うことを承諾します。
（藤井寺市に納税義務がある会社及び代表者に限る。）

広告媒体名	循環バス（南回り・北回り）	
掲 載 場 所	車体側面	①・②
	車内側面窓ガラス	(③及び⑥)・(④及び⑦)・(⑤及び⑧)
掲 載 期 間	年 月から 年 月まで（ヶ月）	
広告の内容	別添原稿のとおり	

- ・ 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるときは承認しません。また承認後、暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると判明したときは、承認の取消しを行います。
- ・ 記載された個人情報は、藤井寺市暴力団排除条例に基づき、警察への照会に使用することがあります。

藤井寺市公共施設循環バス広告掲載決定通知書

年 月 日

様

藤井寺市長

年 月 日に申込みのありました広告掲載については、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の可否 掲載する ・ 掲載しない
- 2 掲載する広告

広告媒体名	循環バス（南回り ・ 北回り）	
掲載場所	車体側面	① ・ ②
	車内側面窓ガラス	(③及び⑥) ・ (④及び⑦) ・ (⑤及び⑧)
掲載期間	年 月から 年 月まで（ヶ月）	
掲載料金	円	
広告の内容	別添原稿のとおり	
修正の有無	有 ・ 無 有の場合、その内容	

- 3 掲載しない場合、その理由

様式第3号（第11条関係）

藤井寺市公共施設循環バス広告掲載取消通知書

年 月 日

様

藤井寺市長

年 月 日付で決定した広告の掲載等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

1 掲載を取り消す広告

広告媒体名	循環バス（南回り ・ 北回り）	
掲載場所	車体側面	① ・ ②
	車内側面窓ガラス	(③及び⑥) ・ (④及び⑦) ・ (⑤及び⑧)
掲載期間	年 月から 年 月まで（ヶ月）	
広告の内容	別添原稿のとおり	

2 取り消しの理由